

国の地域主権改革の動きについて

地域主権改革とは、地方が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

○住民に身近な行政はできる限り市町村に委ねる

○都道府県は基礎自治体が担えない広域的な事務や支援等を行う

◆地域主権改革の主な取組項目

①基礎自治体（市町村）への権限移譲

- ・都道府県が行うこととしている事務を、法改正等により、市町村が行う事務とすること

（例）農地等の権利移動の許可（都道府県から全ての市町村へ）

②義務付け・枠付けの見直し

- ・地方公共団体がやらなければいけない事務でありながら、国が法令で、事務の実施やその方法を縛っているものを見直すこと

（例）全国統一の道路整備基準（道幅など）を県独自で規定可能

③国の出先機関の見直し

- ・国と地方の役割分担の最適化や二重行政の廃止などの観点から、国の出先機関を「原則廃止」を基本として見直すこと

（例）公共職業安定所（ハローワーク）を都道府県へ移管

④その他の項目

- ・使い道が決められている補助金の一括交付金化（自由度の拡大）
- ・国と地方の協議の場の法制化 など

地域主権戦略の工程表(案) [原口プラン]

(H.22.3.3 地域主権戦略会議(第2回)後)

